

令和6年度石川県電気自動車等購入促進事業費補助金 実施要領

第1 目的

この要領は、石川県（以下「県」という。）が、運輸部門における二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するために行う「石川県電気自動車等購入促進事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

県は、電気自動車等を購入等する者に対し、当該車両及び電気自動車等の充電に必要な住宅用充電設備（以下「充電設備」という。）の導入に要する経費の一部を補助する。

第3 補助対象者

1 石川県電気自動車等購入促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）のうち、電気自動車等の購入に係る補助を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する個人
- (2) 県内に事業所、事務所等を有する法人
- (3) リース事業者

2 補助対象者のうち、第3の1（1）の者は、電気自動車等の購入等に係る補助に加え、充電設備の導入に係る補助も受けられるものとする。

3 補助対象者は、次に掲げる各号の全てを満たす者であることを必要とする。

- (1) 国又は独立行政法人ではないこと
- (2) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること
- (3) 補助対象車両の登録時において、全ての県税に未納がないこと

※補助対象者がリース事業者の場合は、補助対象車両の使用者が上記を満たすことを必要とする。

第4 補助対象車両の要件

補助対象車両は、次に掲げる各号の全てを満たす車両であることを必要とする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、電気自動車等の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「国補助金」という）の対象車両のうち、電気自動車（超小型モビリティを除く）、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車の区分に該当する車両で、国補助金の交付を受けていること。
- (2) 令和5年12月1日以降に初度登録された車両であること
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が石川県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又は補助対象者がリース事業者の場合にあつては、「使用者の住所」が石川県内にあること
- (4) 自動車検査証の「自家用・事業用別」が自家用であること
- (5) 補助対象者がリース事業者である場合、自動車検査証に記載された使用者とリース契約を締結している車両であつて、月々のリース料金について、県からの補助金の額に応じた金額を通常のリース料金から減額して設定すること
- (6) 自動車販売事業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと

- (7) 補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと
- (8) 自動車販売事業者への購入代金全額の支払いが完了しているもの又は全額支払いの手続きが完了しているもの（注）。ただし、手形を除く。
（注）「全額支払い手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

第5 補助対象充電設備の要件

補助対象充電設備は、次に掲げる各号の全てを満たす車両であることを必要とする。

- (1) 令和5年4月1日以降に設置された充電設備であること。
- (2) 補助対象車両の購入等に係る契約を結んだ日以降かつ第8の2に規定する申請期限以前に充電設備を設置すること。
- (3) 設置された日において、経済産業省の事業であるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象となる設備として当該事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した充電設備であること。
- (4) 県内の既存戸建住宅に設置すること。
- (5) 未使用であること。

第6 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 電気自動車等本体の購入に要する費用
- (2) 充電設備購入費
- (3) 充電設備設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。以下同じ。）

第7 補助金額

本補助金の額は、購入する車両、設置する充電設備に応じ、それぞれ下記のとおりとする。

種類	補助金額
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	10 万円
燃料電池自動車	50 万円
充電設備	2 万 5 千円

※充電設備の設置に要する経費が2万5千円に満たない場合は、その事業で支出した費用を補助する（千円未満は切り捨て）。

第8 申請方法等

1 申請書類

(1) 電気自動車等の購入に係る補助を受ける場合

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）	
② 国補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（写し）	
③ 補助対象車両の自動車検査証（写し）	
④ 自動車検査証記録事項（写し） ※1	
⑤ 免許証、住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカード（表面）のいずれか（写し） ※2	
⑥ 商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（写し） ※3, 4	
⑦ 債権者登録申出書	
⑧ 通帳又はキャッシュカードのコピー	
⑨ 貸与料金積算明細書（様式第5号） ※4	
⑩ リース契約書（写し） ※5	
⑪ 使用者の⑤または⑥ ※4	
⑫ その他知事が必要と認める書類	

※1 令和5年1月4日以降に車検証の交付を受けた場合

※2 個人の場合

※3 法人の場合

※4 リース事業者の場合

※5 令和5年12月1日～令和6年3月31日までに初度登録されたリース契約車両を申請する場合はリース会社から、令和6年4月1日以降に初度登録されたリース契約車両を申請する場合は使用者（個人・法人）から提出すること

(2) 充電設備の設置に係る補助を受ける場合

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）	
② 充電設備の設置費用が分かる書類（写し） ※領収書など	
③ 充電設備の型式が分かる書類（写し） ※保証書、出荷証明書など	
④ その他知事が必要と認める書類	

2 申請方法

申請書類は県に提出する。なお、申請期限は国補助金の額の確定通知の日付から1か月以内とする。

また、充電設備の設置に係る補助申請を行う場合、原則、電気自動車等の購入に係る補助申請と同時申請とする。ただし、やむを得ない理由により同時申請できない場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

【提出先】〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

3 受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月） ※必着

第9 交付決定

県は、交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が本補助金交付の要件に適合すると認めたときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

第10 補助金の請求

交付決定の通知を受けた補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第 11 処分の制限

1 処分制限期間

区分・種類			処分制限期間
自家用車両 (※1)	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	4年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	4年
貸自動車業用車両 (※2)	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
		総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年
充電コンセント			3年
充電コンセントを除く充電設備			6年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

2 財産処分に係る承認申請

上記の処分制限期間内に補助対象車両及び充電設備を補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

第 12 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。